

3. 沿岸域再生事業の創設(新規)

○施策の目的

近年、海岸をはじめ沿岸域において問題となっている、海岸侵食による国土の喪失、生物資源等の再生の場の喪失などに対して、離岸堤等による海岸侵食対策といった従来の対策のみでは抜本的な改善を図れないことから、国土保全を図る観点から沿岸域まで含めて海岸保全施設の整備を推進することを目的とするものです。

○施策の概要

海岸保全施設の整備にあたっては、これまでのように海岸線の侵食を防護する目的だけではなく、国土保全を図る観点から沿岸域まで含めて自然再生に資する海岸形状の保全を目指して、以下の事業等を推進します。

- ・ 海浜を回復させる際に氷期に形成された沖合砂の有効活用
- ・ 漁礁機能を兼ねた潜堤
- ・ 藻場の創出に資する人工リーフ
- ・ 主として陸域行われている「海辺の生物国勢調査」を海まで拡大し、沿岸域再生事業の効果をモニタリング
- ・ 自律型海中ロボットによる沖合砂の堆積状況の調査

